

No.	質問項目	質問内容	回 答
20	仕様書資料 別紙 1	外周路が対象外となっていますが、自主事業や作業車両の導線として利用はできますか。	外周路での自主事業は、事前に提出される事業計画書に基づき総合的に判断します。外周路での作業車両の利用は、公有財産の目的外使用許可が必要になる場合があります。
21	その他	現在、一部の施設においてエアコンの故障、放送設備の故障、雨漏れ、屋根の破損、防球ネットの支柱等が錆による強度不足が見受けられます。それらの修繕や改修の責任と対応は、新たな指定管理者は負わないものとして理解してるが、その見解で良いか。	修繕や更新が必要なものは、県または指定管理者にて対応しているところですが、その必要性については、施設等の状況により総合的に判断しますので、必ずしも損傷した施設が修繕されているとは限りません。新たな指定管理者においても、経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）が、指定管理開始時点で発生したものについては、過去の使用状況によらず対応いただきます。
22	仕様書資料 別紙 1	着色の範囲が管理範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	仕様書「5 その他」、 特記仕様書Ⅰ4・Ⅱ4・Ⅲ6、 プール維持管理マニュアル	安全、資格、常駐及び必要業務を確保した上で、繁閑に応じた人数調整、短時間勤務、兼務を組み合わせる計画は認められますか。	県の承認が必要ですが、利用者サービスの低下等、運営に支障が生じない計画であれば認められます。
24	募集要項資料 3、6(5) ア「入札等による管理経費の縮減」	令和7年度の光熱水費10,069,871円について、公園別・月別の電気、水道、下水道、ガス等の使用量及び支払額をご提示ください。可能であれば令和4～6年度分もお願いします。また、電気の契約先、契約名義、契約種別・契約電力、契約期間、更新・解約条件及び次期指定管理者による契約先変更の制約があればご教示ください。	滋賀県情報公開条例に基づく対応となりますが、電気の契約先等については、条例の規定により非公開となります。また、更新・解約条件および次期指定管理者による契約先変更の制約はありません。
25	募集要項資料 3・令和7年度通信運搬費	令和7年度の通信運搬費1,436,867円について、内訳をご提示ください。	滋賀県情報公開条例に基づく対応となりますが、ご質問の情報は県に存在しません。
26	募集要項資料 3	令和7年度人件費46,205,966円について、施設別・職種別・雇用区分別の人数、年間勤務時間、給与・手当・法定福利費等の集計内訳を、保有されている資料の範囲でご提示ください。	滋賀県情報公開条例に基づく対応となりますが、ご質問の情報は県に存在しません。
27	募集要項資料 2・資料 3、6(3)ウ「管理運営目標の達成」	令和7年度を優先し、可能であれば令和4～6年度についても、施設別・月別の利用料金収入、利用者数、実営業日数及び料金区分別の有料・無料・減免内訳をご提示ください。キャンプ場は日帰り・宿泊を分けてお願いします。	滋賀県情報公開条例に基づく対応となりますが、「料金区分別の有料・無料・減免内訳」、「キャンプ場の日帰り・宿泊を分けた利用料金」は県に存在しません。
28	仕様書Ⅲ2、Ⅲ3(2)①、Ⅲ6(3)	キャンプ場の休業日に受付業務のみを行う必要がある具体的な期間・曜日をご教示ください。また、午前0時～5時の休憩時間帯に必要な現地待機・緊急対応の体制と、場外待機及び連絡・出動体制による代替の可否をご教示ください。宿泊予約がない日の夜間配置の要否もお願いします。	キャンプ場の休業日に受付業務のみを行う必要がある具体的な期間・曜日はありません。また、県の承認が必要ですが、利用者サービスの低下等、運営に支障とならない体制であれば仕様書の内容に拘束されるものではありません。
29	現地説明会における説明事項	・指定管理者の管理区域外についての説明がありましたが、管理区域外の管理者はどこでしょうか？（矢橋帰帆島の外周等） ・自主事業を検討するにあたり、矢橋帰帆島に隣接する琵琶湖ならびに中間水路の活用を計画していますが、上記の管理者との協議、調整が必要な場合に貴部門が担う役割や想定される支援（情報共有・上記管理者との仲介・協議の場作り等）について教えてください。	・管理区域外（矢橋帰帆島の外周）の管理者は、上下水道課です。 ・所管課への取次等、可能な支援をさせていただきます。
30	募集要項 3 頁 4 指定管理者が行う業務の範囲等 （2）管理業務の範囲外の業務	令和5年3月に目的外使用許可の基準緩和を行ったとありますが、具体的にどのような緩和がなされましたか？	「自主事業承認基準」の策定にともない、当該基準に適合し、施設の用途または設置目的を妨げないものについては、原則として目的外使用許可を認める(緩和)こととしました。これまではレストランや関連イベント、講座の開催等にとどまっていたましたが、施設の価値向上や有効活用につながる幅広い自主事業が可能となりました。
31	募集要項 4 頁 6 管理業務を行う際の条件等 （1）管理業務に要する経費 ア 利用料金	・現状、利用料金が決まっていない施設などに利用料金を設定する場合はいかなる方法で利用料金を設定しますか？料金設定にあたり基準や手順等についてご教示ください。	自主事業の参加料金等は、指定管理者が設定することができますが、利用料金が未設定の施設への料金設定は、条例の改正が必要です。

No.	質問項目	質問内容	回 答
32	募集要項 2 3 頁 資料 3 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容	・令和 9 年度からの 5 年間の年度別の管理料について、毎年度減額となる予算計画が示されているところですが、昨今の物価・人件費上昇トレンドと相反するように見受けられます。管理料の減額についてどのように算出されたかご教示ください。 また、駐車場の有料化について検討されていますが、駐車場の料金についても、算出の根拠として見込まれているのかご教示ください。	・管理運営目標に設定する利用者数の増加による利用料金収入の増加に連動して、管理料参考額が減少する積算です。また、参考額に駐車場の料金は見込んでいません。 ・なお、基本協定(案)第 8 条 4 項のとおり、リスク分担表(別紙 5)で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて、協議年度の翌年度指定管理料を算定します。
33	2 過去 4 か年における収入・支出の実績および内訳	・単位が千円となっていますが、これは円でしょうか？ ・毎年赤字の実績となっています。これを黒字に転換するためには来客数の増加のみならず、積極的な収益確保を見込んだ大きな規模の自主事業を実施する必要があります。 県の試算で、指定管理者が自主事業を実施するにあたり、どの程度の経済的・制度的な支援を行う用意がありますか？現時点での見込みや方針を教えてください。	・千円ではなく円の誤りであり、修正します。 ・自主事業は、公園の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により実施していただくものであり、県が経済的に支援するものではありません。
34	その他	・矢橋帰帆島の利便性向上や自主事業実施のため、矢橋帰帆島の敷地内（指定管理者の管理区域内）に新たな施設（店舗等）を建設することは可能ですか？もし、制限や不可能な事由がある場合は、その具体的な理由（都市公園法や条例等の根拠法令）とあわせて、どのような要件や手続き（設置管理許可など）を満たせば設置が認められる可能性があるかを教えてください。	・管理業務を実施するための管理物件の新設等は可能です。 ・新たな施設の建設等の管理物件の現状変更については、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。承認にあたっては、現状変更の効果、後年度負担等を総合的に判断します。（基本協定(案)31条第1項） ・また、新たな施設(店舗等)を建設するには、当該新たな施設を利用した自主事業が指定管理者自主事業承認基準に適合し、当該新たな施設の建設が行政財産の目的外使用許可に係る要件(地方自治法、滋賀県公有財産事務規則、「行政財産の使用を許可する場合の取扱の基準」等)を満たす必要があります。 ・なお、新たな施設の建設につき、その構造等により別途法令(建築基準法等)による制限があります。
35	その他	・滋賀県と草津市は、2 0 3 0 年（令和 1 2 年）の開催を目指して「全国都市緑化SHIGA・KUSATSUフェア（仮称）」の基本構想策定業務を進めています。矢橋帰帆島も開催地の候補となっていますが、募集要項や仕様書において、同フェアの開催に伴う施設改修、利用制限、運営体制の変更等の可能性はどのように想定（反映）されているでしょうか。また、期中に計画が具体化した場合の、業務仕様や指定管理料の見直し（リスク分担）に関する方針について教えてください。	2030年に滋賀県と草津市で共催を目指している全国都市緑化フェアについて、矢橋帰帆島公園が会場となるかは未定ですので、現時点で施設改修等は想定していません。
36	①6/41の利用者数の目標値 ②9/41のリスク分担 ③22/41の過去4年間の利用者数 ④23/41の管理料の年度別内訳 ⑤審査基準の選定基準 2	利用者数推移③を見ると例えば苗鹿公園のテニスコート利用者数は矢橋帰帆島公園の利用者数の減少よりも顕著です。利用者減の最大要因が遊具の利用中止とも言い切れず、昨年度の利用料の値上げを含む物価高騰に県民生活が追い付いていない可能性があります。 原因がそうであった場合、遊具更新、大駐車場の整備が利用者増の起爆剤となったとしても長続きする保証が無く、整備完了年の翌年（令和9年度～10年度）が利用者数のピークになる可能性が考えられます。 利用料単価を令和7年度の@266円と仮定して計算すると令和9年度の収入は103,848,000円、以降は微増しつつ1億円を超えるサービスとなります。このレベルを維持するのは初年度に目標達成後、右肩上がりで増加することが前提になります。令和9年～10年度がピークとなるケースでは④の指定管理料を後半の3年で増額しなければならなくなります。また指定管理料参考額の5分の1は56,461,000円ですが、今年度の消費者物価上昇率見通し2.2％（施設補修資材費等は人件費より上昇幅が大きい場合あり）で計算すると単純に5分の1で按分する場合でも、最終年度は現在価値で61,596,603円が必要になります。想定された①の目標とは異なる利用者数推移になり、指定管理料が枯渇した場合は、②のリスク分担における「協議事項」となり得るでしょうか？ なり得ない場合で、初年度の指定管理料充当を総額の5分の1とし、収入額を9千万円台後半にするなど初期投資を抑えた事業計画書を提出した場合、⑤審査基準の選定基準2の県が示した管理方針との整合性の項目での点数は頂けないのでしょうか？	リスク分担表の「需要の変動」により指定管理料が枯渇した場合は、指定管理者の負担となり、協議事項とはなり得ません。申請者には、指定管理期間(5年間)中における管理料総額の参考額を目安に、指定管理期間(5年間)の事業計画(収支計画)の作成を求めるものであり、県が示した年度ごとの参考額を必ずしも下回らなければならないものではありません。提出された事業計画(収支計画)等の審査については、審査基準で示す「施設の設置目的を理解し、事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか」などの審査内容に基づき、選定委員会等で実施することになります。